

利益相反管理に関する方針

2009年6月1日

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社

当社は、以下の方針に基づき、当社が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 法令等の遵守

当社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規程等を遵守します。

2. 利益相反の管理

当社は、利益相反取引を特定し、お客さまの利益が不当に害されることのないようにするため、利益相反管理規程の策定等により、利益相反取引の種類、管理対象の範囲、管理体制、特定方法および管理方法を定めるなど必要な措置を講じて利益相反取引を適切に管理します。この場合において、管理対象取引その他については次のとおりとします。

(1)管理対象取引

本方針において管理対象とする利益相反取引とは、当社が行う取引において利益相反が生じるもののうち、保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2)保険関連業務

「保険関連業務」とは保険会社が行うことができる業務をいいます。

3. 社内体制の整備

当社は、利益相反に関する管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより利益相反取引を一元的に管理し、その記録を保存します。

また、当社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規程等を遵守するため、役員および社員を対象に必要な教育等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

以上